

種苗法の品種登録に対する無効確認 訴訟の原告適格が認められた事例

東京地裁 平成17年7月5日判決
平成16年(行ウ)278号 棄却(控訴) 異議申立棄却決定取消等請求事件
判例時報1912号119頁

田中美登里**

【要旨】

本件は、被告が平成15年3月26日にした「芸北の晩秋」という名称の品種登録処分に対し、りんどうの品種改良、生産、販売等を行っている既存の育成者権者の原告らが、本件処分には明白な瑕疵が存在すると主張して、本件処分の無効確認を求めた事案であり、(1)原告らの原告適格、(2)本件処分における重大かつ明白な瑕疵の有無が争点とされた。

判決は、種苗法には特許法等の無効審判手続きのような手段を法定していないので、品種登録処分に不服のある者は、行政事件訴訟法により直接裁判所に処分の無効確認訴訟を提起することが許されると解すべきであり、原告らを同法36条所定の「法律上の利益を有する者」と認めたと、本件処分に重大かつ明白な瑕疵が存在するということとはできないとして原告らの請求を斥けた。判決に賛成。

＜参照条文＞ 行政事件訴訟法9条、36条、種苗法3条、14条、15条、17条、18条、19条、20条、26条、33条、42条、44条

【事実】

1. X₁(原告₁)は花卉の生産販売等を目的とする会社、X₂(原告₂)はX₁の代表取締役であり、りんどうの品種改良並びに苗及び切り花の生産者、X₃(原告₃)はりんどうの品種改良及び切り花の生産をしている者である。

2. 甲及び乙は、平成11年11月29日、自己の育成した「芸北の晩秋」という名称のりんどう(以下「本件品種」という。)について品種登録の出願をし、Y(被告農林水産大臣)は、平成12年10月5日、農林水産省種苗課のA審査官を派遣して甲の圃場で現地調査を行い、この結果を踏まえ、平成15年3月26日、本件品種につき品種登録処分(以下「本件処分」という。)をした。

3. X₂は、登録品種である「初冠雪」という名称の育成者権者であった(昭和59年12月14日出願、昭和62年6月10日品種登録、平成14年6月10日存続期間満了)。初冠雪は、青紫系統の色合いを持つりんどうである。

X₁は、登録品種である「初冠雪グリーン」

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 中村合同特許法律事務所 弁護士 Midori TANAKA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

という名称のりんどうの育成者権者である（平成10年11月13日出願，平成14年7月10日品種登録）。初冠雪グリーンは，初冠雪の従属品種である。従属品種とは，①登録品種の重要な形質にかかる特性のうち主たるものを保持させたまま，②登録品種の特性の一部を変化させて育成された，③特性により登録品種と明確に区別される品種であって，④変異体の選抜，戻し交雑，遺伝子組替えその他農林水産省令で定める方法により育成されたものをいう（種苗法20条2項1号，種苗法施行規則15条参照）。

X₁は，「初冠雪2」および「初冠雪ミニ」という名称のりんどうについて平成13年12月11日に品種登録の出願を行ったところ，種苗法13条所定の出願公表がされ，同法14条所定の仮保護の権利を有している。これらは，初冠雪の従属品種である。

X₁は，X₂，X₃に対し初冠雪グリーン，初冠雪2及び初冠雪ミニに関し（後二者については品種登録を停止条件として），通常利用権を許諾し，X₁らは，上記各品種を現実に生産し，譲渡している。

4. X₁らは，平成15年10月27日，本件処分に対し，異議を申し立てた。

甲及び乙は，上記異議申立てに関し，参加許可を申立て，Yは，平成16年1月30日付でこれを許可した（種苗法44条3項）。

Yは，同年3月31日，上記異議申立てにつき，いずれも理由がないとして棄却する旨の決定をした。

よってX₁らは，本件処分の無効確認を求めて訴訟を提起した。

5. 本件の争点は，次の2点である。

- (1) X₁らの原告適格の有無
- (2) 本件処分における重大かつ明白な瑕疵の有無

【判 旨】

X₁らの請求を棄却

1. X₁らの原告適格の有無について

(1) 種苗法は，登録要件を欠いた品種登録がなされた場合において，農林水産大臣が職権で取り消すべきことを定めるのみであり（種苗法42条1項），特許法等に定められているような無効審判手続を有しておらず，処分に不服のある者がこれを争う手段を特に法定していない。よって，行政事件訴訟法に基づき，裁判所に対し，直接品種登録処分の無効確認等を求める訴訟を提起することも許されるものと解すべきものである。なお，行政事件訴訟法36条にいう「その効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」とは，当該処分に基いて生ずる法律関係に関し，処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては，その処分のため被っている不利益を排除することができない場合はもとより，当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として上記の当事者訴訟又は民事訴訟との比較において，当該処分の無効確認を求める訴えの方がより直截的で適切な争訟形態であると見るべき場合をも意味するものである（最高裁平成元年（行ツ）第131号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号1090頁）。

(2) 行政事件訴訟法36条は，無効等確認の訴えの原告適格について規定している。同条にいう当該処分等の無効等の確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは，当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうものである。そして，当該処分を定めた行政法規が，不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず，それが帰属する個々人の個別的利益としてもこ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

れを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も上記の法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の無効等確認の訴えにおける原告適格を有するものというべきである（最高裁平成元年（行ツ）第130号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁参照）。

そして、上記法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、さらにこの場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するべきである（行政事件訴訟法9条2項）。

2. 本件処分における重大かつ明白な瑕疵の有無について

(1) 行政処分に瑕疵があり、その瑕疵が重大かつ明白である場合には、当該行政処分は当然無効である（最高裁昭和35年（オ）第759号同36年3月7日第三小法廷判決・民集15巻3号381頁参照）。

種苗法17条1項は、①農林水産大臣は、品種登録出願が同法3条1項（区別性、均一性及び安定性の具備）、同法4条2項（未譲渡性の存在）、同法5条3項（育成者複数の場合の共同出願）、同法9条1項（先願優先）又は同法10条（外国人の権利享有の範囲）の規定により、品種登録をすることができないものであるとき及び②出願者が、正当な理由がないのに、同法15条1項の規定による命令（資料提出命令）に

したがわず、同条2項の規定による現地調査を拒み、又は同法16条1項の規定による命令（名称変更命令）に従わないときは、品種登録出願を文書で拒絶しなければならない旨定めている。その上で、同法18条1項は、農林水産大臣は、上記の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならないと定めている。

したがって、Yとしては、上記拒絶理由に該当しない限りは、品種登録をしなければならないのであって、その点に裁量の余地はないから、本件処分の瑕疵を検討するに当たっては、原則として本件処分に上記拒絶理由が存在したか否かが問題であり、拒絶理由に直接関連しない手続上の瑕疵は、少なくともその程度が重大でない限りは、本件処分自体の瑕疵を来さないというべきである。

【研究】

1. 植物の新品種は、発明等と並んで知的財産とされており、特許法や種苗法により保護されている。植物新品種の育成者は種苗法により、それを品種登録したときは、育成者権を付与され、登録品種及び当該品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する（種苗法19条・20条）。農林水産大臣は、品種登録出願につき種苗法17条所定の拒絶理由がないときは品種登録をしなければならない（同法19条・20条）。ところで、種苗法には、誤った品種登録処分がなされたとき、特許法等にある無効審判手続のような手続が法定されていない。種苗法42条は品種登録の取消しを定めているが、これは農林水産大臣の職権で行うものであって、第三者が申立権を有するものではない。第三者は、行政不服審査法6条により異議の申立をすることができるが、処分に重大かつ明白な瑕疵があるときは、一般の行政処分と同じように行政事件訴訟法上の無効確認訴訟によることが考えられる。同法36条は、当該処分の

無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないもの限り、提起することができる」と規定する。特許法の無効審判が原則として「何人も請求することができる」のに対し（特許法123条2項）、行政事件訴訟法の原告適格は制限されている。本件判決は、最高裁平成元年（行ツ）130号同4年9月22日第三小法廷の（高速増殖炉もんじゅ）判決を引用し「法律上の利益を有する者」とは当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとし、また、「その効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」とは、当該処分に基づいて生じる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟等ではその処分のため被っている不利益を排除できない場合だけでなく、その処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として当事者訴訟等と比較して当該処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態であるとするべき場合をも意味するものであるとの広い解釈に基づいて本件訴訟の適法性を認めた。そしてX₁は、初冠雪グリーンの育成者権者であり、さらに初冠雪2及び初冠雪ミニについて仮保護の権利を受けうる立場にあり、現にこれら3品種を生産、譲渡している。そこで本件品種が品種登録されることになると、仮にこれが上記3品種と特性の全部または一部により明確に区別されない品種であるならば、X₁は本来自己の育成者権又は仮保護の権利が及ぶはずの品種にこれを及ぼすことを妨げられる結果、自己の育成者権を害されることになり、また本件品種が種苗法3条1項各号の要件を満たさないとすると、本来自己の育成者権に基づく利用行為に対しても本件品種の育成者権の行使によって差止めや損害賠償を請求され

るおそれがあり、これは種苗法によって付与された育成者権等の侵害といわざるを得ない。また、X₂とX₃は、上記3品種の通常利用権を有し、現にこれを生産、譲渡している。そこで、X₁からの通常利用権に基づくこれら品種の利用行為に対し、本件品種の育成者権の行使により差止めや損害賠償を請求されるおそれがあり、これは種苗法によって保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあるものといわざるを得ない。したがってXらは、本件処分により自己の権利を侵害される者、あるいは自己の法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者にあたるから、本件処分の無効確認を求める本訴請求において行政事件訴訟法36条の「法律上の利益を有する者」に該当すると認めたものである。

2. 行政処分に瑕疵があり、その瑕疵が重大かつ明白であるときは、その行政処分は当然無効であるとされている。種苗法による品種登録処分において、品種登録出願があったときは、同法17条1項所定の拒絶理由のない限り、品種登録しなければならないと規定している。したがって、本件処分における拒絶理由の存否を検討することが、瑕疵の有無にかかってくる。

X₁らは、本件処分は審査過程における説明書と特性表の齟齬とか添付写真の不備というような手続的な瑕疵を無効理由のひとつとして主張したが、判決は、このような審査過程の瑕疵は、種苗法17条の拒絶理由に直接関連しないものはその程度が重大でない限りは、処分自体の瑕疵を来さないものというべきで、品種登録は審査官の現地調査等によって確認される特性等により定められるもので、出願書類等の齟齬や不備は直接拒絶理由に関連するものではなく、それらの瑕疵自体が認められないか、本件処分の瑕疵を来すほどの重大な瑕疵とは認められないとして、X₁らの主張を斥けた。この点について特に異論はないと考える。さらにX₁らは、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

種苗法3条1項の区別性、均一性、安定性の各要件を充足していないから拒絶すべきであったという。これら要件について、農林水産省生産局種苗課における登録出願品種についての審査基準は次のようになっている。

区別性の審査は、「品種登録出願前に日本国内または外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること」という要件を満たすことで、出願品種及び対照品種（出願品種の区別性、均一性、安定性の判断をするための品種であり、出願品種に最も類似している品種から選定されるもの）を直接比較し、①質的形質については、出願品種の特性と対照品種の特性との間において、階級が異なる場合に、出願品種はその特性において区別されるものと判定し、②量的形質については、出願品種の特性が対照品種の特性と特性審査基準に規定する1階級値の幅以上異なる場合に明確に区別されるものと判定する。もっとも、審査官は対照品種に限らず、すべての既存の品種と明確に区別できるか否かについても判断している。

均一性の審査は、「同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること」をみたすものであるか否かについて行う。

均一性は、特性審査基準において特に指定する場合を除き、繁殖された出願品種の個体において、上記区別性の判定に係る特性について品種本来の表現と異なる個体（異型個体）が発現する状態に基づいて判定する。繁殖の都度複数の品種を交雑させて種子を得る品種の場合には、他交雑品種では他家受粉品種の基準が準用され、既存品種における異型個体の発現状況と比較して判定する。

安定性の審査は、「繰り返し繁殖させた後に

において特性の全部が変化しないこと」を満たすものであるか否かについて行う。安定性は、出願品種について、通常の繁殖方法によって増殖を繰り返した場合においても、すべての繁殖の段階の個体が、区別性の判定に係る特性を発現し、かつ、その均一性を維持しているか否かによって判定する。ただし、出願品種の育成経過等及び均一性の判定の結果に基づき安定性を判定し得る場合にあっては、これらに基づき安定性の判定を行うことができる。なお、交雑品種（繁殖の都度交雑させて種子を得る品種）については、固定された両親の品種を何度繰り返しても同じものができる場合にも、安定性があるものとされる。

判決はこれら審査基準を念頭に、審査官の現地調査の過程や結果を綿密に調べ、本件品種はいずれもこれらの要件に欠けるところは認められないから、本件処分は重大かつ明白な瑕疵が存在するものとは認められないと結論した。これらの要件の有無について、判決は詳細に論じているので参考になる。

3. 種苗法に関する公刊された判決は少なく、これまでは、平成10年全面改正前の種苗法下での民事事件があるだけである（長野地裁平三(ワ)第185号種菌有償譲渡行為差止等請求事件平成8年1月25日判決、東高裁平八(ネ)第873号同控訴事件同9年2月27日判決、最高裁第二小法廷平成九年(オ)第1122号同上告事件同10年12月18日判決、甲府地裁平五(ヨ)第170号椎茸菌生産販売禁止仮処分事件平成5年12月27日決定）。

本件判決は行政事件訴訟法によるもので、品種登録処分そのものの無効確認を求めた例として、今後品種登録処分の無効を問題にするときの参考として意味がある。

(原稿受領日 2006年8月7日)